

障害福祉サービス事業運営法人（事業所） 代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

**令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の計画書の提出について**

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。  
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

**1 概要**

(1) 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算及び令和4年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算

令和4年度（令和4年4月サービス提供分から令和5年3月サービス提供分）において、令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和3年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和4年4月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

(2) 令和4年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

令和4年度（令和4年2月サービス提供分から令和4年9月サービス提供分）の福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

原則として令和4年2月サービス提供分から、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること、賃金改善を令和4年2月分から開始すること等が要件となっています。福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告様式の御提出がまだの事業者は、以下のホームページに掲載している報告書専用のフォームより御提出ください。

詳細な御案内については東京都障害者サービス情報の以下のホームページに掲載しておりますので、申出方法及び計画書の記載方法等について御確認いただきますようお願いいたします。

【URL】 <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-051>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算等に係る様式類」→「令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等」

**2 提出期限**

**令和4年4月15日（金曜日） 24時必着（郵送の場合、4月15日消印有効）**

※上記期限は、福祉・介護職員処遇改善及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を4月又は5月から算定開始する場合の加算の計画書の提出期限です。

また、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を申請する場合の交付金の計画書の提出期限です。（5月以降新規開設事業所で、交付金の申請を希望される場合は、新規開設時点で交付要件を充足している必要があります。申請前に、個別に東京都までお問合せください。）

※上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、6月以降の適用となります。

また、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金は、上記期限までに計画書を提出いただけなかった場合、交付できません。（5月以降新規開設事業所は除く。）

### 3 提出書類

上記ホームページより計画書のダウンロードをお願いいたします。

### 4 提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。(上記ホームページからもアクセス可)

#### 【令和4年度福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算・臨時特例交付金の計画書 提出フォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1641944611095>

※来庁されての持込は受け付けておりません。

※受付が都に到達した場合、登録メールアドレス宛に到達確認メールが届きます。

※フォームによる御提出が難しい場合、郵送又はFAXによる提出も認めます。提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」を御確認ください。

### 5 お問合せ

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。(上記ホームページからもアクセス可)

計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和4年4月8日（金曜日）23：59までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

#### 【令和4年度福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算・臨時特例交付金の計画書 問合せフォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1647840134677>

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）